

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると共に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金に関する事務			
②事務の概要	国民年金に関する事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、届書の受理・報告、裁定請求の受理、障害基礎年金請求等の受理、保険料免除、学生納付特例に係る届書、申請の受理、その他の法定受託事務を行うものである。 なお、特定個人情報ファイルは、次の国民年金関係事務で取扱う。 ・国民年金被保険者の資格取得、種別変更等の届出事務 ・国民年金保険料免除、納付猶予等申請の受付事務(継続免除、生活扶助受給者等の法定免除を含む) ・年金受給に伴う裁定請求事務 ・年金生活者支援給付金の届出受付事務			
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
国民年金ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の31及び95の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び68条の2			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	市民福祉部 市民課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	大洲市役所 市民福祉部 市民課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I－5 ②所属長の役職名	課長 武知 省吾	課長	事後	
平成30年6月28日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成27年5月22日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I－7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV－1～9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年6月5日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I－1 ②事務の概要	国民年金に関する事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、届書の受理・報告、裁定請求の受理、障害基礎年金請求等の受理、保険料免除、学生納付特例に係る届書、申請の受理、その他の法定受託事務を行うものである。 なお、特定個人情報ファイルは、次の国民年金関係事務で取扱う。 ・国民年金被保険者の資格取得、喪失等の届出事務 ・国民年金保険料免除、納付猶予等申請の受付事務(継続免除、生活扶助受給者等の法定免除を含む) ・年金受給に伴う裁定請求事務	国民年金に関する事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、届書の受理・報告、裁定請求の受理、障害基礎年金請求等の受理、保険料免除、学生納付特例に係る届書、申請の受理、その他の法定受託事務を行うものである。 なお、特定個人情報ファイルは、次の国民年金関係事務で取扱う。 ・国民年金被保険者の資格取得、種別変更等の届出事務 ・国民年金保険料免除、納付猶予等申請の受付事務(継続免除、生活扶助受給者等の法定免除を含む) ・年金受給に伴う裁定請求事務 ・年金生活者支援給付金の届出受付事務	事後	
令和3年9月30日	I－3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の31の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項 別表第一の31及び95の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び68条の2	事後	
令和3年9月30日	I－7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課(略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課(略)	事後	
令和3年9月30日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	

[illegible]